



子発0408第1号
令和4年4月8日

国土交通省大臣官房総務課長 様

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

令和4年度「児童福祉週間」の実施について（協力依頼）

平素より児童福祉の推進には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、別添「令和4年度『児童福祉週間』実施要領」に基づき、取組を行うこととしております。

令和4年度は、「児童福祉週間」の標語「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」を象徴に、各種事業及び行事を展開することにより児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしています。

つきましては、貴府省庁管内の関係機関・団体等に対し「令和4年度『児童福祉週間』実施要領」を広く周知いただきますとともに、「児童福祉週間」の趣旨の普及・啓発に特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

【照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省 子ども家庭局
子育て支援課 育成環境係
担当 大竹・平川
電話：03-5253-1111（内線 4959）

令和4年度「児童福祉週間」実施要領

1 名称

令和4年度「児童福祉週間」

2 趣旨

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていただけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、児童福祉法において、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう規定している。また、国では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実、社会的養育の推進及び児童虐待防止対策の強化に取り組み、子どもが健やかに育つための総合的な対策を進めている。

こうした中、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標語

「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

令和4年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された

たなか ころ
田中 豪さん（愛知県 15歳）の作品

4 期間

令和4年5月5日（木）から5月11日（水）までの1週間。

ただし、地域の実情による期間の延長等（5月末日までに限る）は差し支えない。

5 主唱

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

6 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

（1）児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、インターネットやSNSの普及による子どもへの悪影響など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な

国民的課題であるとの認識の下に、すべて子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子ども及び子育て家庭への支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化しているため、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

(4) 児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。

また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

(5) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(6) 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用している子どもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

(7) 障害等のある子どもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進

障害等の有無に関わらず、すべての子どもが日々の生活や遊びを通じて、自分らしく健やかに育ち、その家族も安心して過ごせる地域を目指す。また、子どもに障害等があっても、あらゆる活動に参加できる仕組み作りに努める。

※ 例年、関係省庁等・地方公共団体・関係団体における取組を掲載しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、各取組の実施の有無や日程の変更等が不明確なため、掲載を見送りました。